

立川市都市計画審議会

令和5年9月4日（月）

○日 時 令和5年9月4日(月曜日)午後 2時00分

場 所 立川市役所 3階302会議室

○出席委員(16名)

会 長 15番 古 川 公 毅 君

副 会 長 5番 大 橋 南海子 君

1番 伊 藤 美帆子 君

2番 平 本 隆 司 君

3番 大 石 ふみお 君

4番 大 沢 純 一 君

6番 小 野 和 久 君

7番 嶋 田 貞 芳 君

9番 佐 藤 淳 一 君

10番 瀬 順 弘 君

11番 高 畠 奈 美 君

12番 長 島 伸 匡 君

13番 中 町 聡 君

14番 原 ゆ き 君

16番 星 卓 志 君

17番 松 本 あきひろ 君

○欠席委員(1名)

8番 本 田 英 昭 君

*本田委員の代理として新井交通課長が出席

○出席説明員

副 市 長 田 中 準 也 君

まちづくり部長 野 澤 英 一 君

都市計画課長 小 林 誠 二 君

都市総務係長 中 村 里 美 君

都市総務係 南 山 和 秀 君

都市総務係 館 山 祐 喜 君

都市計画係長 後 藤 貴 子 君

都市計画係 芥 藤 史 晃 君

○議事次第

1 開 会

2 副市長挨拶

3 議 題

1. 報告事項

立川都市計画道路3・2・10号緑川通り線および用途地域等の変更素案
について

次期立川市都市計画マスタープランの策定について

2. その他

4 閉 会

開会 午後2時00分

○小林都市計画課長 定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、昨年12月22日の審議会において、会議を非公開とする際、その理由をきちんと御説明することができず混乱を招いてしまいました。このことについて改めて都市計画審議会の進め方を整理いたしましたので、本日審議会前のお時間をお借りして御説明させていただきます。

立川都市計画道路3・2・10号緑川通り線および用途地域等の変更素案の報告は、素案の概要と素案の説明に係る詳細な内容について御報告するものでございました。素案の概要には非公開情報が含まれませんが、素案の説明に係る詳細な内容には個人情報や公にすることにより市民の間に混乱を生じるおそれがある情報が含まれます。これらは別紙1にお示しした立川市情報公開条例の第7条に規定される非公開情報に該当します。

昨年12月の審議会において、素案の説明に係る詳細な内容にこれら非公開情報が含まれることから報告の全てを非公開として議事を進めてしまいました。

別紙2を御覧ください。

立川市都市計画審議会運営規則第10条に記載のありますとおり、都市計画審議会の会議は原則公開となります。また、同条第2号には、会議の非公開について、立川市審議会等会議公開規則第4条の規定を適用するとあります。

別紙3を御覧ください。

立川市審議会等会議公開規則第4条に非公開とすることができる会議について記載がございます。非公開とする場合には、会長よりその理由を明らかとし、会議に諮らなければならないことが定められております。

以上、規定されておりますように、審議会の会議は原則として公開するものでございますので、本来でしたら非公開情報を含まない素案の概要については会議を公開し、非公開情報を含む素案の説明に係る詳細な内容については非公開としますが、なぜ非公開とするのかその理由を皆様に御説明し、お諮りした上で非公開として会議を進めるべきでございました。

今後は、非公開情報を扱う場合には、皆様に非公開とする理由を明らかとし、お諮りした上で非公開とし、会議を進行いたします。

なお、非公開情報の記載された資料の取扱いにつきましても適宜、御案内いたします。

これからもより一層皆様に分かりやすい議事進行と、その改善に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日御報告いたします立川都市計画道路3・2・10号緑川通り線および用途地域等の変更素案の報告につきましては、概要部分の説明を公開、素案の説明に係る詳細な内容については非公開として会議を進行いたしたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の欠席委員、資料の確認をさせていただきます。

今日は、全員出席でございます。

立川警察署長の本田委員につきましては、立川警察署交通課長の新井和典様が代理として御参加されています。

続いて、本日使用する資料の御確認をお願いいたします。

まず、次第でございます。そして資料1、立川都市計画道路3・2・10号緑川通り線および用途地域等の変更素案について、資料2としまして、次期立川市都市計画マスタープランの策定についてでございます。

以上でございます。不足はございませんでしょうか。

それでは、会長、進行をお願いいたします。

○古川会長　お預かりします。

これから令和5年度第1回立川市都市計画審議会を開催いたします。

開催に当たり、副市長さんより御挨拶をいただきます。

○田中副市長　皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しいところ、都市計画審議会開催いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様御承知だと思いますけれども、昨日、立川市長選挙が行われまして新しい市長が誕生したところでございます。また今後、私どもも新しい市長の下でまちづくりを進めていくということで考えているところでございます。

本日の審議会でございますけれども、報告事項が2件ございます。1点目でございますけれども、昨年の12月、一旦御報告をさせていただきました立川都市計画道路3・2・10号緑川通り線および用途地域等の変更素案についてということ、それから、もう一点でございますけれども、今後、本格的に取組が始まります次期の立川市都市計画マスタープランの策定についてという2点でございます。内容の詳細につきましては、担当よ

り御説明をさせていただきます。

本日もどうぞよろしく願いいたします。

○古川会長 ありがとうございます。

○古川会長 それでは、報告事項に移ります。

傍聴人はいらっしゃいますか。

○中村都市総務係長 お一方いらっしゃいます。

○古川会長 本日、傍聴人されている方に御注意申し上げます。席上に配付しました傍聴者の方へという用紙の傍聴中の禁止事項が記載されております。これらの行為が行われた場合、退席を求めることとなりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、報告 1、立川都市計画道路 3・2・10 号緑川通り線および用途地域等の変更素案について、事務局より報告をお願いします。

○小林都市計画課長 それでは、御説明させていただきます。

なお、前回報告時の説明と重複する部分がございますけれども、間が空いてしまいましたので、改めて一から説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明の内容でございます。順番に御説明させていただきますと、1 番から 6 番まででございます。

まず初めに、立 3・2・10 号線の概要と変更予定箇所でございます。立 3・2・10 号線は、立 3・1・34 号と交差する富士見町二丁目を起点とし、立 3・3・30 号線と交差する曙町三丁目を終点とする延長 1,910 メートルの都市計画道路です。幅員は区間ごとに異なりますが、16 メートルから 30 メートルとなっています。今回変更を予定している箇所は、立 3・2・10 号線のうち点線で表示している区間となります。

まず、都市計画道路を取り巻く現状についてです。

これまで東京都と特別区及び 26 市 2 町では、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね 10 年ごとに事業化計画を策定してきました。この事業化計画において優先整備路線を選定し、整備を推進する一方で、都市計画道路の必要性を検証の上、適宜計画の見直しを実施しています。

また、背景として東京都では 2040 年代を目標時期として、目指すべき都市像や、その実現に向けた取組の方向性を示す都市づくりのグラウンドデザインを策定しています。

優先整備路線の整備推進によりグラウンドデザインの目標時期である 2040 年代には、都市計画道路ネットワークの約 8 割が完成することとなりますが、一方で優先整備路線に選定されなかった残る 2 割の都市計画道路は、事業着手までに時間を要し、都市計画法による建築制限がさらに長期化することになります。

こうしたことから、「整備すべきものは整備し、見直すべきものは見直す」との基本的な考えに基づき、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路の検証を行い、令和元年 11 月に東京都と特別区及び 26 市 2 町は、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針を策定」しました。

この基本方針で検討した対象や項目について御説明いたします。

平成 28 年 3 月に策定した第四次事業化計画では、左の図のようにまず未着手となっている都市計画道路について、都市計画道路ネットワークの検証を行い、必要性が確認された路線の中から優先整備路線を選定し整備を推進するとともに、計画内容の再検討や見直しを行いました。

既に本市では、この見直しにおいて必要性が確認されなかった立 3・4・15 号すずかけ通り線のうち延長 230 メートルの一部区間が見直し候補路線に選定されたことを受け、廃止する都市計画変更を平成 31 年に行っています。

一方で、この基本方針では必要性が確認された路線のうち、優先整備路線に選定されなかった路線を対象として新たに検証項目を設け、その検証結果により計画の存続とするか、計画の変更、縮小、廃止とするかを整理することとしました。

検証項目としては、概成道路における拡幅道路の有効性の検証、交差部の交差方式等の検証、計画重複等に関する検証、地域的な道路に関する検証の 4 項目としました。

今回変更を予定している 3・2・10 号線については、このうち①の検証により、計画の変更に該当する路線と整理しましたので、この①の検証について、次のページで概要を説明いたします。

まず、概成道路における拡幅整備の有効性を検証対象となるのは、事業中、または優先整備路線等を除く都市計画道路のうち概成道路となっている区間です。概成道路とは、多摩地域において都市計画道路のうち計画幅員までは未整備ですが、現況幅員が 8 メートル以上確保されている道路を指します。こうした概成道路における拡幅道路の有効性について検証するため、道路構造条例等を踏まえ車道部及び歩道部について、現道の評価幅員を設定しました。車道部及び歩道部それぞれの現道幅員がその評価幅員を満たす

場合、現道に合わせて計画幅員を縮小変更する路線として選定することとしました。

立3・2・10号線については、図のような往復2車線で、歩行者交通量が多くない場合の幅員構成で評価を行っております。

この検証の結果、立3・2・10号線のうち、立3・2・11号線から立3・1・34号線付近までの赤く着色された概成区間について評価幅員15メートルのとおり現道が整備されていることから、拡幅整備の有効性が低いものと整理し、現道幅員に合わせて計画道路20メートルを縮小する都市計画変更を行うこととしました。

以上が概要の説明となります。

これ以降の詳細な素案の説明については非公開情報が含まれることから、一度会長にお戻しいたします。

○古川会長　それでは、報告1、素案の説明に係る詳細な内容についての会議を非公開とすることについて皆様にお諮りします。

まず、会議を非公開とする理由につきましては、説明の内容に別紙1、立川市情報公開条例に定めのある非公開情報第7条第2号、個人に関する情報であって、記述等により特定の個人を識別できるもの、また、同条第6項第6号、実施機関の内部における審議、検討に関する情報であって、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じるおそれがあるものが含まれるためです。このことについて、委員の皆様にお諮りします。

非公開にすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○古川会長　それでは、これより以降の報告1、素案の内容に係る詳細な内容について、会議を非公開といたします。

なお、資料1の非公開情報と記載された資料につきましても非公開としてこの場限りといたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

————— (休憩 午後2時15分) —————

————— (開議 午後2時50分) —————

○古川会長　それでは、これより休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

続きまして、報告2、次期立川市都市計画マスタープランの策定について、事務局より報告をお願いします。

○小林都市計画課長　それでは、次期都市計画マスタープランの策定について、委員の

皆様に御報告いたします。

次期都市計画マスタープランの策定作業につきましては今年度から取りかかっているところでございますが、本日は次期都市計画マスタープラン策定の目的や考え方、進め方、そしてスケジュールなどについて、皆様について御報告するとともに、策定途中におきまして都市計画審議会の委員の皆様にも今後御意見を伺ってまいりたいと考えておりますので、その御協力をお願いするものでございます。御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に沿って御説明いたします。

まず、策定の目的でございます。都市計画マスタープラン、いわゆる都市マスにつきましては、地域特性を踏まえたまちの将来像や、まちづくりの方針等を具体的に示し、無秩序な開発の抑制や適正な土地利用の誘導など、計画的な市街地の形成を図るため、本市では平成13年3月に当初策定いたしました。その後、平成29年の改定を機に、立川市第4次長期総合計画と合わせて令和6年度を目標年次としております。

都市マスの上位計画に当たる立川市第四次長期総合計画が令和6年度をもって計画期間の満了を迎えることから、次期の長期総合計画との整合を図るとともに、令和3年3月に東京都が改定した都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる区域マスやまちづくりの動向、社会環境等の変化などを踏まえ、都市の将来像となる新たな都市マスを作成することを目的としております。

次に、2番、策定の考え方、主なポイントについてでございます。

まず、策定の考え方といたしましては、本市の人口は引き続き増加局面にあるものの、人口動態や社会経済情勢は着実に変化しつつあることから、これらに対応した都市の構築を進めるための方向性などについて検討し、次期都市計画マスタープランを策定してまいりたいと考えております。

続いて、策定の主なポイントでございます。あくまで現時点で考え得るものとして5点ほど記載しております。

1つ目に法令等の改正や区域マス、長期総合計画などの上位計画、関連計画等の整合を図ることです。

2つ目に、社会経済情勢の変化に対する対応の検討といたしまして、人口動態の変化等に対応したコンパクト・プラス・ネットワークなまちづくりや、コロナ禍がもたらした社会変化などへの対応と、これらの実現に向けた用途地域の変更の方向性などについて

て検討が必要と考えております。

3つ目に、頻発する災害に対する安全・安心なまちづくりの方向性としまして、水災害、土砂災害対策の記載の強化、災害復興計画策定の方向性などの記載を検討してまいります。

4つ目に、地球環境に配慮したまちづくりの方向性として、低炭素まちづくり計画策定等の方向性や持続可能な開発目標（SDGs）との関係性の整理、また、都市計画都市計画決定から整備までが長期化している都市計画公園、緑地の見直しの方向性についても検討してまいりたいと考えております。

5つ目に、高度情報技術を活用したスマートなまちづくりとしまして、ICT等の新技術活用の方向性についても触れていく必要があると考えております。

また、今後、改定作業を進める中で、委員の皆様から御意見をいただきつつ、これらの内容以外についても適宜検討してまいりたいと考えております。

次に、3番、策定の進め方についてでございます。

まず、①の市民意見につきましては、次期の長期総合計画策定を所管する企画政策課において実施する来街者意向調査やワークショップ、市政に関するアンケートにおいて出された意見を基に都市マス策定に係る意見を整理し、素案作成の参考といたします。

また、策定した都市マスの案につきましては、市民に対する説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施いたします。

②の学識意見につきましては、素案作成段階において、策定の考え方等について有識者へのヒアリングを行うほか、都市計画審議会の委員の皆様には御意見を伺ってまいりたいと考えております。

③の庁内意見につきましては、既存の会議体を活用し、庁内意見を求めるほか、個別に整理が必要な事項などについて、所管部署と適宜調整を行いながら進めたいと考えております。

最後に、スケジュールでございます。策定期間につきましては、次期の長期総合計画の策定後となりますので、都市マスの策定につきましては、令和7年度の6月頃を予定しております。このため、来年度の9月頃までに素案を作成し、その後、原案としてまとめ、説明会及びパブリックコメントを実施いたします。その後、案を取りまとめ、都市計画審議会に諮問の上、策定というスケジュールで進めてまいります。

スケジュール表に記載のとおり、法定手続はございませんが、素案や原案の段階にお

いて委員の皆様のご意見を参考にしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○古川会長 説明は終了いたしました。本件について質問がありましたらお受けいたします。

はい、どうぞ。

○星委員 これはスケジュールに長期総合計画の策定スケジュールが書いてないのでちょっと分かりづらいんですが、長期総合計画のスケジュールをちょっと教えていただけますか。

○小林都市計画課長 長期総合計画につきましては、令和7年の3月までに策定が完了するスケジュールでございます。

○古川会長 令和6年度末ということですね。

○小林都市計画課長 はい。

○星委員 立川市では長期総合計画を都市マスの上位計画としているわけですね。とすると、その素案の検討の段階で長期総合計画がどの程度見えているのかということがかなり重要だと思うんですけども、その関係をどう調整していくのかその辺のお考えはどうでしょうか。

○小林都市計画課長 こちらの都市計画マスタープランを策定するに当たっては企画政策課、長期総合計画を所管しているのが企画政策課になりますので、当初からスケジュール感も併せて調整をしてございます。その中で長期総合計画の進捗状況を見ながら私どもの都市マスの素案も考えていきたいと思っておりますので、今ここに記載させていただいているスケジュールというのはあくまでも案でございますので、その辺のところを考慮しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○古川会長 よろしいですか。

どうぞ。

○星委員 コンパクト・プラス・ネットワークって立地適正化計画のキャッチフレーズですけども、立地適正化計画をつくらうというお考えはないんですか。

○小林都市計画課長 そちらについては、最初からやりませんということではなくて、今回そういった将来的なことも踏まえて、その考え方を検証することもこの中で少し考えていきたいという意味でございます。

- 星委員　　最後です。一番大事な質問なんですけれども、つまり都市構造をどう描くかというのを都市マスでやるのか長期計画でやるのか、どっちでつくってどっちに反映するという関係を持っているんですか、立川市の場合。
- 小林都市計画課長　　基本的には長期総合計画が上位計画でございますので、都市計画マスタープランの考え方を、それを長期総合計画に反映するということもあり得ると思っ
うんですね。そこのあたりはどういった形で記載していくのかというところはやはり調整していく必要があるんだろうなと考えています。その決まりというところでは明確な決まりはないのかなと。
- 古川会長　　都市計画審議会との関係で言えば、長期総合計画はどういうことで都市計画審議会に中間報告されるのか、その関係が今の段階で分かる範囲でお答えいただければと思います。
- 小林都市計画課長　　申し訳ありません。将来の都市構造という大きな視点で言えば、都市計画マスタープランで決めている部分がございます。ここにもございますけれども、全体の市の中の大きなところの方向性というのは、この都市構造図ということでお示しているのかなといったところで。
- 古川会長　　私が質問したのは、立川市第四次長期総合計画についても都市計画審議会に付議されると思うんですけれども、その予定はこれとの関係ではどういうふうになってくる。今説明、お話しできる範囲ではどうですか。
- 小林都市計画課長　　長期総合計画については都市計画審議会のほうには付議はされないと考えてございまして、今回の都市計画マスタープランについてはお諮りしたいというふうに考えてございます。
- 古川会長　　長期総合計画は都市計画審議会には付議されない。
- 小林都市計画課長　　はい。
- 古川会長　　内容についての説明はされないんですか。
- 小林都市計画課長　　都市計画マスタープランを御説明する上で、長期総合計画の考え方はこうなっていますというような御説明はさせていただきたいと考えてございます。
- 古川会長　　前回もそうですか。
- 小林都市計画課長　　はい、長期総合計画自体は都市計画審議会では御審議するものではないかと考えてございます。
- 古川会長　　報告は。

○小林都市計画課長 報告もございませんので、都市計画マスタープランを策定する中でどういった考え方だとか、その方向性については併せて御説明させていただく、あるいは報告させていただくと、そのようなことで対応させていただきたいと考えてございます。

○古川会長 そういうことですか。

ほかに御質問ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○古川会長 それでは、報告2を終了いたします。

本日予定していた案件は以上です。

以上をもちまして本日の都市計画審議会を終了いたします。事務局にお戻しいたします。ありがとうございました。

○小林都市計画課長 ありがとうございます。

事務局から4点御案内いたします。

1点目は、皆様の任期についてでございます。議会より選出された委員の方以外の皆様におかれましては、本年11月19日をもって委員の任期満了となります。学識及び関係行政機関の委員の皆様には後日改めて次期委員の就任依頼をいたしますので、引き続き御高配賜りますようお願いいたします。

2点目は、次回の審議会の開催日程でございます。次回の審議会は11月28日火曜日、午後3時より、立川市役所208・209会議室において開催予定としております。委員の皆様様の辞令交付式もこの日に執り行う予定としております。

3点目は、本日の報告1の資料のうち、右上に非公開資料と記載された資料のお取扱いについて御案内いたします。

こちらは非公開情報のため、この場限りといたしますので、机上に置いたまま、お持ち帰りになりませんようお願いいたします。

最後に、景観イベントの御案内です。今お配りしておりますけれども、今回で15回目の景観セミナーとなります。立川市景観審議会の会長であります東京大学名誉教授の堀先生を講師に迎えまして、本年11月10日金曜日、19時よりアイムホールにて開催いたします。事前に都市計画課まで御連絡いただければお席を御用意いたしますので、御検討くださいますよう、お願いいたします。

御案内は以上となります。本日はありがとうございました。

○古川会長　　どうもありがとうございました。

閉会　午後3時04分